

## 平成 24 年度 第 2 回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 25 年 2 月 6 日（水）  
会 場 県庁 特別会議室

### 1 開会

○柳沢課長補佐兼文化財係長

ただいまから、長野県文化財保護審議会を開会いたします。  
はじめに、長野県文化財保護審議会井原会長さんから御挨拶をお願いいたします。

○井原会長

これから 2 年間お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。私は、文化財保護審議会の仕事は二つあると思います。一つは、諮問物件・候補物件に対する学術的な調査・研究をしていただき、質の高い信頼性のある答申をきちんと出していくことだと思ひます。まず 1 番の基本だと思ひております。それで各部会の中で議論になったと思ひますが、やはり候補指定物件に何をあげるか、これが非常に大きな重要な仕事です。一応今まで前回の後藤会長のもとでやられてきて、ほぼ途中ですが、候補があがってきているのが今の状況でございますので、新しい委員の目から見て、長野県の中でこういう物件を調査すれば新しい文化財としての価値が県民に提供できるのではないかと、という物件について積極的な御教授をお願ひしたいと思ひております。これが第 1 点でございます。

第 2 点は、この予算。各地方自治体の財政が厳しい折、中々文化財保護への予算が削られております。ただ、文化財保護審議会ですので、これは、未来の県民の子どもたちに過去の死んだ人間がつくった文化財を手渡していく、これが文化財保護審議会の仕事だと思ひます。これは、指定済みの物件についての現状調査をきちんとし、その劣化に対しては修理をきちんとし、そして県民の利用に供していく。そして若い子どもたちにそれを手渡していく仕事だと思ひます。県民や子どもたちは自分が死ねば一代で終わりと思ひておりますが、文化財は世代を超えて何代にも渡ってつながってきた命の力をもっております。子どもたちがそれに触れれば、自分たちが死んでもなおかつ繋がっていく命があるんだということを身につけることができる。そういう素晴らしい力を持っているのが文化財だと思ひます。そのためにも、修理の時には審議委員の先生方の最先端の知恵が修理の仕様書の中に活かなければ、活かされなければ、折角数少ない予算の中から使える予算が有効に利用できないもの

か、というふうに思います。そういう意味で、活用と利用のためにも現状調査の活動を、文化財保護審議会の仕事の中に入れていただきたいと思います。願っております。

今まで長野県の文化財保護審議会は、修理について、あるいは現状調査について、委員が出て行くことはありませんでした。何故かと言いますと、私も29歳のときから10年間、県史の調査をやらせていただきまして、中世に限ってですが県内を旅費付きで行かせていただきました。その中で劣化がかなりすすんでいるのです。長野県の場合、地元の市町村の方々が非常に熱心で、文化財パトロールというシステムがあり、むしろ県の保護委員よりも地元の方が熱心で、史学会もありまして、研究も進んでいることがあります。ところが、それがもう20年～30年経ちメンバーも大きく変わっております。ここで文化財パトロールの情報も文化財保護審議会にあがってこない状況になっております。従って私も、その点について危機感を持っておりまして、ちょうど今日、教育長からのお話がありましたように、予算が増えてきたという特別条件もございまして、そういう中で、まして指定物件の中から問題が起きることがないように、これ1番心配をしております。是非、大変お忙しい委員の方でありますが、なんとか御尽力をいただいて、この二つの任務をお願いして任期を全うしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。事務局の方も大変人数も切られて少なくなっている状況で仕事が増えていき大変ですが、御協力をよろしくお願いいたします。是非、県民と未来の子どもたちのために頑張りたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

## 2 会議について

### ○柳沢課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、議事に移る前に資料の差し替えをお願いいたします。27～29ページでございまして、長野県指定文化財候補物件調査票、天然記念物の関係でございまして。先程お配りいたしました用紙27～29ページのものについては、差し替えをお願いしたいと思います。

それでは、議事に移ります。

会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項の規定により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましましては、井原会長さんをお願いいたします。

○井原会長

それでは、規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をしたいと思っております。連続した委員でございます、矢島委員と亀山委員さんをお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、従来より事前に皆さまにお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○審議委員

異議なし

○井原会長

御異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

### 3 答申文化財の審議

○井原会長

では、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。

はじめに、「柳沢遺跡出土品」について、御審議をお願いします。この案件につきましては、笹沢委員から御説明をお願いいたします。

○笹沢委員

時間もございませんし、簡略に御説明申し上げたいと思っております。調査票4～5ページ、あと6ページ以降に資料をつけてございます。前委員からの引き継ぎ事項でございますので、若干戸惑うこともあります。よろしくお願いいたします。

柳沢遺跡は、図1・2に位置を書いておりますけれども、長野盆地のいちばん北のはずれ飯山市との境にある中野市の柳沢屋敷添で出土した弥生時代中期、中葉から中葉の後半にかけての、弥生時代の青銅器及びそれに伴うと考えられる弥生土器その他の一括品212点でございます。遺跡範囲については図面等でご覧下さい。

遺物の概要ですが、出土した主なものは弥生時代の青銅器などですが、祭器、銅鐸・銅戈と呼ばれる武器形のお祭の道具が計13点及びそれと関

係した弥生式土器・石器、あるいは青銅器の埋納坑と近くで見つかった墓からでた管玉です。以上が遺物の概要です。

続きまして、指定理由及び根拠ですが、指定基準は考古資料、弥生時代の遺物で学術的に重要なもの。指定理由について御説明いたします。まず、我が国の弥生時代の銅鐸・銅剣・銅矛と呼ばれるものは、ごくごく初期のものは半島製、あるいは大陸で造った銅製が日本に入ってきて、それが我が国独自に発達していったものがお祭りの道具、銅鐸と武器形祭器の2種類になります。柳沢遺跡で出土したものは、銅鐸と器形祭器のうちのものになります。本来これらの遺物は、北九州あるいは畿内を中心として西日本で多く出土しておりますが、今回中間地域を飛び越して長野県の北信地域で出土したことが全国的に注目を集めたところ。その銅鐸にしてもそのほかの青銅器にしても、考古学上、日本歴史上、なかなか正体がわからずにいまだに定説がない。従って、それが我が国の日本古代国家形成、あるいは弥生時代の解明に重要な資料である、ということは歴史上言われてきているわけであり。それが北信で見つかったということです。それも、今まで見つかってなかったところで見つかったということで、注目を集めたところ。です。

柳沢青銅器祭器は、いずれも初期のものであり、大型化する前の比較的小型のもの、銅鐸も高さが20センチメートル前後のもの、銅戈もそれほど大きいものでない。後に非常に大型化しますが、これはごく初期のもので。銅戈については、非常に保存状態がよい。青銅器は緑青がふきますので、やがてはボロボロになってしまいますので、柳沢遺跡のものは非常に保存がよい。

これらがなぜ重要なのかということですが、もちろん保存状態がいいということも大切なことですが、先程も触れましたように、分布域の問題があります。今までは西日本中心に分布していたものが、おそらく東日本では出ないのではと言われていたものが出た。具体的には、初期の銅鐸は畿内を中心に福井から伊勢湾、名古屋周辺までが東の限界であった。それがいきなり北信で出てきた。銅戈と言われる祭器の一つは北九州を中心に分布している。この分布区域は、それは中細型C類と呼ばれるもので、柳沢遺跡では第1号銅戈ですが、それは岡山など分布の東限でしたが、畿内地方を通り越して北信地方で出土した。それから、もう1種類は畿内地方を中心とした畿内型銅戈で、これは従前長野県でも出たといわれるものがあつたんですけど、それも今回出ることで、北信地域にも改めて大きな分布域があることが解ります。こういうふうには、分布域が東日本まで広がったということで、東日本の弥生文化、あるいは我が国の弥生文化を考えると、西日本中心からもっと広い、

域が広がったということが大きな課題になると思います。それから、銅鐸と銅戈には型式差があります、古い中でも新旧の違いがある。それがいったいどういう形で長野県が入ってきたのかという問題もある。

次に、祭りに使用したというのが、何に使ったかは諸説がある。この埋納、一度使ったものを地中に埋めるんですが、その埋め方が西日本で発見されているものと、柳沢遺跡のものはなんら変わらない。つまりその当時、東日本も西日本も同様の方法で青銅祭器を扱っていたのが新たな発見である。但し違いもあります。柳沢遺跡では当時、水田・墓・住まいの跡それぞれがほぼ50メートルの間隔でいくつものグループ、エリアをなしている。本来青銅器というものは、その多くが生活域と離れた山間地で出土すると言われていた。ところが柳沢遺跡では生活域で発見されている。おそらく多くの種類の青銅器が生活域で出土したことを検討しなければならない。

等々、我が国で初めてづくしのものが、これが柳沢の青銅器の特色であるといっても過言でない。例えば、銅鐸と銅戈、あるいはそのほかの祭器の出土例となりますと、島根県の荒神谷では3種類の青銅器が埋めてありますが、その内2種類が208点、神戸市桜ヶ丘遺跡では銅鐸と銅戈を埋納している。柳沢遺跡は数・内容についてこれらに継ぐものである。いろいろ課題はありますが、問題は、謎の多い青銅器を解明するために今までは西日本を中心に考えてきましたが、これからは東日本を含めていかなければならない。特に北九州、畿内、長野県の関係は何か。今まで考えられていた以上に、弥生時代はもっとダイナミックなものであると思われれます。いろいろなことが言えます。

その他、青銅器の分析結果で面白いものが出ている。また、何故青銅器の保存が良かったのか。いずれにしても重要であることには変わりないわけでありまして、県宝に指定することが適当であると思います。

以上です。

#### ○井原会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

よろしいですか。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、「南本城城跡」について御審議をお願いします。

この案件につきましては、調査したのは私ですので、私の方からご説明をいたします。

資料の18ページから、調査票があります。図面が25ページにありますので図面を見ながらご説明いたします。

種別は史跡、名称は南本城城跡ということにします。南本城城跡は25ページの黒線で囲まれた部分で、北側が北本城跡と呼ばれています。経過ではありますが、北本城跡は昭和55年に座光寺小学校が移転しまして、今は遺跡が記録保存として残っているだけです。ところが、南本城の方が山城で、複雑な伊那谷あるいは県下でも類をみない縄張りを持つということで、平成19年に飯田市の史跡に指定され、県史跡候補にあがってきたものです。県史跡の保護文化財の方では、これについて3点の条件がついて戻されました。一つは南本城部分と北本城部分を一緒にした縄張り図をつくること。それから、南本城での発掘調査をしていただいて時期を特定していただく。それから、これに関する文献資料の調査をしていただくという条件がつけました。この地域についての地元での伝承がございまして、もともとは座光寺氏、為直という武将が住んでいたという伝承がございまして、したがって、二つが一緒に上野城と呼ばれていたということで、セットで縄張り図をつくっていただきました。上野城の縄張り図全体を見ていただきますと、北本城は住居址で耕雲寺が入っているのですが、それが江戸初期に移ってきて、それまではここは野原だったのですが、したがってこちらが居館址で、山城が南本城にあたります。南本城の縄張り図は主郭から分布図がつけられ、最大四つの郭があります。それぞれの郭に腰郭、帯郭、土塁、切岸、大堀切、堀底道が縦横に配置してあります。縄張り図も複雑です。そして、自然地形を利用した高度な防御施設が配置されて、武田氏の馬だしの縄張り図が見えると報告書でも書かれております。

ただこの辺につきましては、今まで武田氏の築城法は平城のみで実例がなく、今後の調査課題ではあります。また、武者だまり、小口・枡形があり、城のなかでも織豊期に発達したもので、近世城郭の特色がすでにここに見えております。県内でも自然地形を利用して郭群と防御施設が当時の特徴になっています。こうした複雑な山城の縄張りは、伊那谷では類例を見ないと指摘されておまして、軍事的な防御施設の遺構がよく残っています。この後、発掘調査の報告書が北本城で出ています。そこで見ますと、真ん中のところに土塁が十字にきってあります。この部分に人が入りますと、外からの攻撃を受けても防御して軍用品を駐屯しておくことができる施設になっています。そして、南本城でも発掘調

査をしていただきましたが、その結果、南本城の方では、15世紀後半から16世紀前半にかけての陶磁器が出てきている。したがって、両方とも同時期、近世初頭まで南本城の方は使われたということがわかってきました。ここから、少なくとも南本城は15世紀後半から織豊期を経て、江戸初期にかけて機能した城館であることが発掘調査からわかってきました。

それとお願いしておきました文献資料ですが、ちょうど文献資料が数多く発見されました。地元では無く、全て地元外ですが、『諏訪御礼之古書』によると、この地区に座光寺貞近が1460年、康有という武将が1471年、（諏訪上社神使御頭を）務めていたということがわかってきました。ちょうど発掘調査で出た時期と一致します。さらに、永禄4年（1561）、永禄10年（1567）にこちらのほうに座光寺貞房が武田氏の家臣であることが、上田市小島の『生島足島神社文書』から発見されました。さらに織豊期に入っていきますが、1572年の保科正俊が武田氏にあてた武田下知状の中に、これは甲府市から見つかりましたが、この中に座光寺貞房が出てきています。座光寺氏の子孫で、貞房と大島長利が武田氏の家臣として特別待遇されていたことが解りました。さらにこの二人は、天正3年（1575）に織田信長と徳川家康が長篠の合戦で勝利して、そのあと、織田信忠が美濃の岩村城を攻めたときに、その守備隊で戦死していることがわかります。したがって、ここのお城を守っていた武将が戦死してしまっています。主がいなくなると、天正10年（1582）本能寺の変で信長が亡くなってから、徳川家康と北条氏康が奪い合いの地となりました。そして徳川軍の進出とともに松岡貞利が城に入って占領をして、軍事駐屯地として利用したということがわかっています。

まとめでございしますが、指定基準の第6 長野県史跡の指定基準（2）国郡庁跡、城館跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡として指定基準に合致するということです。

指定理由としては、

第一は、現地遺構と考古学資料と文献史料の三つが揃い、戦国時代・織豊期から江戸初期にかけて、座光寺氏一門の命運を通じて、武田信玄、織田信長、徳川家康、北条氏政など織豊期の政治動向を具体的に知ることができる。そして、県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、遺跡の規模・出土遺物等において学術上価値あるもの、という文化財保護条例の指定条件に合致するということが第1点です

第二に、上野城のうち、北本城城跡は遺跡が破壊されているが、居住空間であったことがよく理解することができます。南本城の方は山城の遺構がよく残されていて軍事防衛上の機能を持っていたことがよく理

解できます。南信地方ではこれほどの規模と複雑な構築物をもった山城は他に類例が少なく、学術上価値が高いことが第2点です。

第三に、土木建造物として技術的には切土と盛土、切岸など、きわめて単純な技法によって複雑な防御施設を構築していることが見学によって理解できる。中世の土木技術の特徴を理解することができる遺構でもあり、地域的特色も顕著であります。

第四に、南本城城跡に隣接した北本城城跡には座光寺小学校が現存しており、史跡指定によって、南本城城跡が地域の歴史学習資料、生きた歴史の教育教材として活用することができる立地条件にあり、貴重である。とりわけ、郷名を侍名字にもった地元の土豪の歴史学習を通じて、武田氏の滅亡、織田信長による伊那谷侵攻、徳川家康・北条氏政の進出、関ヶ原の合戦など、日本歴史の戦国・織豊期の主要な政治動向を知ることのできる教材にもなり、教育上価値の高いものといえます。

ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いいたします。

○矢島委員

名称に関して、上野城という由緒ある名称を組み入れることはできないのですか。

○井原会長

地元と協議をいたしまして、結局、指定物件が全体に網をかけられない。指定物件としては南本城城跡とせざるをえない。全体としては上野城を座光寺の歴史学習の中でやってもらえれば十分という結論を得たもので、こういう形にしました。

それでは、本件を長野県史跡に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、長野県史跡に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

続きまして、「臼田トンネル産の古型マンモス化石」について、御審議をお願いいたします。

この案件につきましては、公文委員から御説明をお願いいたします。



## ○公文委員

27から29ページまで差し替えしたものをご覧下さい

かいつまんで御説明いたします。まず化石の産出地点ですが、佐久市、中部横断自動車道、臼田トンネルの中の工事現場から発見されたものです。31ページのところにトンネルの位置が載っています。佐久市側の入口から約205mで臼歯が発見されまして、それがきっかけで、掘削された切羽や残土の中から切歯等が発見されました。この場所の地質の状態等を調べる目的で「臼田トンネルゾウ化石調査会」が発足しました。当化石はその報告書の中で、マムートゥス・トロゴンテリということになっています。

これはマンモス象の一つのグループでありまして、シベリアなどの寒冷地に生息したものの先祖にあたるタイプ、必ずしも毛が長くありません。体質的にはケナガマンモスより一回り大きく、草原に適合した大型のマンモスです。有名なケナガマンモスに先行する古いタイプのマンモスということで、古型マンモスという名称になりました。学名はマムートゥス・トロゴンテリと同定はされておりますが、典型的なトロゴンテリと比較して小型の、日本で出てくるこのタイプの化石として基本的特色をもっており、歯の形は似ているが全体的に一回り小さい。そこで学説とは違うという新しい見解もありますが、トロゴンテリとよく似た個体群で、古型マンモスの特色を持っているということで、名称は臼田産の古型マンモス化石となりました。

化石が出た地層は、110万年前～102万年前、溶岩や火山灰の年代から100万年前よりも古いものであることが正確に解っております。産出年代がはっきりした地層から古型マンモスが出ている、全国的にも古いものです。次の33～34ページの01から05までは臼歯、06からは切歯、いわゆる牙の部分になります。それ以外に根元につながる部分が多面状のものが07番で、あわせて1センチメートル以上のものが49点あります。

この一群をあわせまして指定することになります。指定基準としましては、天然記念物、地質鉱物の標本です。

指定理由としては、同種は国内で、26地点から数十個の化石産出が知られているが、産出層の年代が高い精度で明らかになっている点と、東日本の主要産出地点を結ぶ内陸山間部からの初産出である点に加え、同一個体の複数部位（上顎臼歯、下顎臼歯、および切歯）がまとまった状態で産出した点で、日本列島におけるマンモス属の研究にとって、学術的価値が高い化石である。また、上顎臼歯は特に保存状態が良い標本であり、これらを文化財として保護することは、研究の資料としてはもちろん、広く県民に対して、日本列島とわが県土の成り立ちを語る上で重要であります。類似物件では属の単位でも、種の単位でも同じ

ものはありません。以上です。

○井原会長

ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

○笹沢委員

今回、古型マンモス化石という名称で指定するが、マンモスの名称はいろいろな意見があるということで、もしこれがトロゴンテリマンモスということに確定といいますか、間違いのないということになれば、マムートゥス・トロゴンテリにならないのか。

○公文委員

その点について検討いたしまして、もしマンモスのトロゴンテリでないとするとプロトマンモンテウスなんですけど、そういうものも全部含めまして、古型マンモスの一群となります。古型マンモスとしておけば、どこに変わってもよいということなので、このようにしました。

○井原会長

ほかに御意見ございますか。

○大窪委員

27ページの「1.1～1.02百年前」の表記は、先ほどの委員会で「110～102万年前」に修正するというので確認いたしましたが、いかがでしょうか。

○公文委員

27ページの下から5行目ですが、部会でそのように決まりましたので変えます。

○井原会長

では、その修正をお願いします。ほかに、よろしいですか。

では、本件を長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

それでは、長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

以上で、本日答申を行う案件の審議を終了いたします。

事務局から各委員に答申書・写しを配布してください。

ご覧いただきまして、ただいま配布されました答申書について、何かご意見ございますか。

よろしいですか。それでは、答申書を交付いたします。

下記の答申書について、長野県宝に指定することについて答申をいたします。長野県文化財保護審議会 会長 井原今朝男  
長野県教育委員会様

どうもありがとうございました。

次に、新たな案件の諮問を受けたいと思います。

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

#### ○阿部課長

諮問案件の説明をさせていただきます。

それでは、諮問書について御説明いたします。

40ページからになります。諮問物件の概要です。

「絹本著色補陀洛山聖境図」でございます。所在地は木曾郡大桑村須原831-1、所有者は定勝寺でございます。年代は中国元の時代、形状は、ただいまレプリカも皆様のところにおいておりますけれども、絹本著色で軸装でございます。資料の41ページから定勝寺の関係ですが、大桑村でございます。これ臨済宗の古刹でございますして嘉慶年間に改装いたしまして、木曾川の大洪水もございまして現在の本堂は、慶長3年(1598)に建立したものです。

写真にもございますように、本堂等は国の重要文化財に指定されている状況です。それから42ページに、これから御説明申し上げる日本と中国、韓国の交流関係について地図があります。寧波は現在の中国の浙江省にありまして、この描かれております普陀洛山は寧波の沖合の小島になっております。また耽羅とは、韓国済州島ということです。日本との関係をみていただければと思います。

説明が入ったA3の図がございます。また、レプリカがありますのでご覧下さい。

なお、この案件は矢島委員さんのほうに調査をお願いいたしまして、

御指導等お願いしているものであります。

物件は古来中国における観音信仰の聖地普陀山の景観を描いた図であり、普陀山は中国の寧波の沖合の小島で、観音菩薩の住まいである補陀洛山と考えられています。

本図にはこの聖境図、画面上部中央には坐像の観音菩薩、向かって左に月蓋長者、地元善光寺の縁起にもでてきますけど如是姫の父親ということになりますけど、右に善財童子が配されています。普陀山の中央には大伽藍の宝陀寺、島の手前右にある「潮音洞」には立像の観音像が描かれ、二つの観音像は普陀山の観音信仰を伝えています。また山や波の他、右上の短冊には朝鮮半島の「耽羅（韓国済州島）」や「日本国」といった記載がございます。慶元とは元時代のみで使用された地名です。観音菩薩は海上交通の守護神で、交易船にはこの聖境図を掲げて船の安全を願ったものと伝えられております。中国の交易相手国は済州島と日本国とみられております。

以上により、本聖境図によりまして、中国が日本・朝鮮半島との交易があったことと、中国元時代に描かれた渡来品であることがわかります。

諮問理由でございますが、鎌倉時代から室町時代にかけて日本は禅宗の興隆期であり、中国へ留学する禅僧が多く、寧波は中国側の窓口でありました。そのため寧波では仏教絵画を制作する工房が存在し、日本にも多くの仏画が輸出されました。本図は元時代、普陀山の観音信仰を描いた国内外に現存する唯一の作品であり、霊場を描いた実景図として極めて貴重なものです。さらに木曾地方の禅寺に伝来したという点は、当時の日中韓の文化交流を示すものとして、歴史資料としても重要であります。

指定基準といたしまして、長野県宝として、絵画及び彫刻、渡来品で特に意義のあるもの、ということで諮問をお願いしたいと考えております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

#### ○井原委員

それでは、今諮問されました件につきましては、今後、担当委員による調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において審議を行うことといたします。

以前奈良博物館で展示され、話題を呼んだものです。

質疑等ございますか。

その他といたしまして、委員各位の方から何かございますか。

では、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これにより議長を退任いたします。御協力ありがとうございました。

(議長退任)

#### 4 閉会

##### ○柳沢課長補佐兼文化財係長

長時間にわたる御審議をありがとうございました。

ここで、阿部文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

##### ○阿部課長

本日の御審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、足元の悪い中、長時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日答申をいただきました、「柳沢遺跡出土品」及び「南本城城跡」さらに「臼田トンネル産の古型マンモス化石」につきましては、県宝等の指定に向けまして所定の手続きを進めさせていただきます。

なお、県宝指定後は、引き続き県の貴重な文化財として適切に保存されるよう努めてまいり所存でございます。

なお、井原会長からの宿題を頂戴いたしました。貴重な文化財を未来の子どもたちに引き継ぐという意味で、活用と利用のためにもう少し汗をかきなさいという御指示がございました。そんな中で文化財の現況調査ということに関しても、今後とも委員さんのお力を借りることになります。また御相談をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、各委員さんにおかれましては、審議会に諮問をいたしました案件を含め、指定候補物件の調査につきまして、今後ともよろしく願いいたします。

本審議会が年に2回ということで、長いサイクルの中で意志の疎通を欠いたことをお詫びするとともに、担当を窓口委員さんとの連絡を密にして、また御指導のほどよろしく願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

以上をもちまして、平成24年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

平成25年2月6日

議事録署名委員 亀山 章  
矢島 新